

大河原町における「新公共交通システム」の導入について

企画財政課

1. 導入検討に至る経緯

①第5次長期総合計画（大河原町経営計画）策定のためのアンケート

〈基本構想 P28〉「地域生活の課題」の「9. 買い物や通院など、出かける『あし』に苦勞しており、不便を感じる」に、川東地区 29.5%、金ヶ瀬地区 27.7%、川西地区 16.8%、全体 23.3%と高い結果が出た。

②長期総合計画策定会議（コラボ会議）からのプロジェクト提案

〈基本構想 P23〉（政策）分野連携プロジェクトとして、「①地域の足整備プロジェクト・交通弱者の移動支援、健康づくりのための散策路整備やお散歩マップなど、移動・交通環境について総合的に取り組むことで、誰もが暮らしやすい町を目指す。」

③「町民バスを走らせるみんなの会」からの請願

平成 22 年 6 月 7 日に大河原町議会（議長）宛てに、『「町民バス」運行に関する請願』が、3,141 名の署名を添えて提出された。大河原町議会では、関連調査等を経て平成 22 年 12 月議会において請願を採択した。

④大河原町経営計画（第5次長総）への位置づけ

〈基本構想 P17〉Ⅲ. 都市づくり、街づくりに関する基本方針において、「市街地の活性化施策などと結びつけながら、高齢社会に対応できる公共交通システムを構築します。」

〈実施計画 P100〉3 章・都市像、4 項・市街地、都市機能・景観、5 目・公共交通の項目において「新公共交通システム導入事業」として位置付け。

*実施計画においては、平成 24 年 1,500 千円、平成 25 年 12,000 千円で計上しているが、平成 22 年 11 月国の補正予算で地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が交付されることになったため、交付金を基金化し本事業に活用することを決定した。

*現在の予算としては、12,000 千円（うち 10,000 千円が交付金）の基金から平成 23 年度 6,700 千円、24 年度 5,300 千円を取り崩し、計画策定、協議会開催、事業に伴う新規雇用者賃金等に充てる計画である。（車両や事務所整備等のハードは今後別計上する）

2. 導入の目的

一般的に自治体が地域公共交通を支えるべき理由として、以下の目的があげられています。

①市民生活に欠かせない移動手段を確保するため。（シビルミニマムとしての移動権の確保）

②超高齢化社会の到来に向けての対応。高齢者の生活を守り、生きがいづくりなどにも役立つため。

③障害や年齢に関係なく、誰もが円滑に移動できる仕組みをつくり、誰もがすみなれた地域で生活できるようにするため。（ノーマライゼーションの推進のため）

④自家用車の普及により日常生活圏が広がり、都市の維持管理経費の不経済や環境負担の増加等が起きている。これに対応するため、都市機能を再度集積させるとともに、人が集まりやすいしくみをつくるため。（機能集約型のまちづくり、コンパクトシティーの発想）

大河原町では、先進のまちづくりに向けて、①の本来の目的に加え、②③の機能（発展）も重視した事業を推進することとしています。

①地域における生活を保証するため、交通弱者（特に高齢者）の身近な「あし」を確保する。加えて、生きがいつくり（社会参加）、健康づくりなどの機会創出等、地域福祉サービスの向上に向けた展開を図る。

②災害時の安否確認や移動手段の確保としても活用する。

③市街地商店街を始めとした、地域商業・サービス業の活性化へ結びつける。加えて、宅配サービス、給食サービス等、新しいビジネスモデルの創出。（コミュニティビジネス、共済組合的事業への発展）

3. 生活交通ネットワーク計画について（国の支援策との関連）

○地域公共交通システムの導入に対する支援としては、昨年までは主に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「地域公共交通総合連携計画」を策定した市町村等に対し、システムの整備費及び実証運行等に対する支援（補助）がありました。しかし、平成22年度の「事業仕分」を受け、この支援内容は大幅に見直しが行われました。

○また、新しく制定される予定の*「交通基本法」に基づき、新たな支援策として示された「地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～」においては、「国の支援は、地域の主体的な取組みを基本とし、また、モラルハザードを抑制し効率的で必要最低限の移動手段の確保実現するもの」とされ、支援内容に大幅な変更・縮小があるようです。

○この新しい国の支援策を受けるためには、地方公共団体や関係交通事業者、住民（利用者）等による「地域（交通）協議会」を設置し、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、国から計画の認定を受けることとされています。

●大河原町では、国の支援ありきでの「地域公共交通導入事業」ではありませんが、新しい法律・制度に準じた開かれた計画策定と事業推進を図ると同時に、国の支援制度の検討も行い、可能であれば（かなり厳しい採択要件のようですが）、国の支援制度を活用できるような事業展開をイメージしています。

*「交通基本法」：平成23年3月8日閣議決定。同月、通常国会に提出される予定であったが、大震災の影響で未だ提出されていない。